

## 医療法人金上仁友会 訪問看護ステーション金上料金表

### 【介護保険利用料金】

※看護師が訪問看護を行った場合

※1単位に10円を乗じた金額です。

サービス提供時間	30分未満		30分～1時間未満		1時間～1時間30分未満	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防
利用料金(1割負担)	467円	448円	816円	787円	1,118円	1080円
利用料金(2割負担)	934円	896円	1,632円	1,574円	2,236円	2,160円
利用料金(3割負担)	1,401円	1,344円	2,448円	2,361円	3,354円	3,240円
サービス提供時間20分未満:利用料金 1割負担 介護311円、予防300円[負担割合にもとづいた金額]						
※短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者。週1回以上は20分以上の訪問看護が必要。						

(介護予防)訪問看護加算については、条件を満たす場合に算定します。

特別管理加算Ⅰ	500円 1回/月	・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態、尿管置カテーテル・経管栄養のためのカテーテルを留置している状態等
特別管理加算Ⅱ	250円 1回/月	・在宅酸素療法指導管理等を受けている状態・真皮を超える褥瘡の状態等
初回加算	300円 1回/初回時	・新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合。
緊急時訪問看護加算	574円 1回/月	・利用者・家族などに対して24時間連絡体制にあり、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合
ターミナル加算	2000円 1回	・終末期ケアを行った場合、死亡月に加算する。
サービス体制強化加算	6円 /1回につき	
退院時共同指導加算	600円 1回/初回時	・退院・退所するに当たり、退院時共同指導を行った後に、在宅での療養上の指導を行いその内容を文書より提供した場合
長時間訪問看護費	300円 /1回につき	・特別管理加算を算定している方で、60分以上90分未満訪問看護を90分以上行った場合。
夜間・早朝加算	所定単位数の25%	・計画的に訪問することになっていない1月以内の2回目以降の緊急時訪問を夜間(18時～22時)および早朝(6時～8時)に行った場合

深夜加算

所定単位数の50%

・計画的に訪問することになっていない1月以内の2回目以降の緊急時訪問を深夜(22時～6時)に行った場合

※主治医が発行する訪問看護指示書は、医療機関での支払いになります。(1～6ヶ月有効)

1割負担300円[負担割合にもとづいた金額]

※利用者の主治医から、急性増悪などにより一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護

指示書の交付を受けた場合は、その交付日から14日間の訪問看護費は、医療保険から請求する。